

## 窒素含有量又は燐含有量の排水基準に係る湖沼の指定について

窒素含有量又は燐含有量の排水基準に係る湖沼について、環境省が関係省庁及び地方公共団体の協力を得て調査した結果等を踏まえ、以下のとおり見直しを行った。

	環境省告示	
	【前回】 平成 22 年 7 月 22 日 第 42 号	【見直し後】 令和 5 年 2 月 28 日 第 3 号
窒素含有量の排水基準に係る湖沼	323 湖沼	317 湖沼
燐含有量の排水基準に係る湖沼	1,410 湖沼	1,463 湖沼

※窒素含有量の排水基準に係る湖沼は、燐含有量の排水基準に係る湖沼の内数

窒素含有量又は燐含有量の排水基準に係る湖沼については、水質汚濁防止法施行令第3条第1項第12号において、「湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。」とされている。

また、この排水基準は、工場又は事業場から湖沼及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水の窒素含有量又は燐含有量について、適用される。

窒素含有量又は燐含有量の排水基準に係る湖沼については、水質汚濁防止法施行規則第1条の3において、以下のとおり具体的に規定されている。

### 【水質汚濁防止法施行規則第1条の3】

#### ○燐含有量の排水基準に係る湖沼

水の滞留時間が四日間以上である湖沼（水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えること、特殊なダムが操作が行われることその他の特別の事情があるものを除く。）

#### ○窒素含有量の排水基準に係る湖沼

燐規制の湖沼のうち、水の窒素含有量を水の燐含有量で除して得た値が二〇以下であり、かつ、水の燐含有量が一リットルにつき〇・〇ミリグラム以上であることその他の事由により窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となるもの。

参考：今回見直しの対象となった湖沼数

区分	内容		湖沼数	備考
新規	燐追加	(対象外 → P)	61	
	燐・窒素追加	(対象外 → NP)	3	
変更	窒素追加	(P → NP)	14	
	窒素解除	(NP → P)	22	
解除	燐解除	(P → 対象外)	10	
	燐・窒素解除	(NP → 対象外)	1	

